



臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

名古屋市では、3月下旬から臨時福祉給付金(経済対策分)の対象となる方に、申請書をお送りいたします。申請書が届きましたら、お早めに申請手続きをお願いします。



支給額	対象者1人あたり 15,000円(1回限り)
支給対象となる方 (支給要件)	平成28年1月1日時点で、名古屋市の住民基本台帳に記録されている方であって、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない方 ※ただし、以下の場合は支給対象となりません。 ● 平成28年度分の市民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族等(青色及び白色事業専従者、配偶者特別控除における配偶者を含む)である場合 ● 平成28年1月1日時点で、生活保護制度の被保護者である場合(ただし、平成28年10月1日までの間に生活保護を停止または廃止された場合は対象となります。) ● 支給決定の日までにお亡くなりになられた場合 ● 外国人の方で短期滞在、不法滞在となる場合 など
申請受付期限	平成29年6月30日(金)【当日消印有効】



申請から支給(振込)までの流れ

1

名古屋市から対象となる方へ申請書を郵送



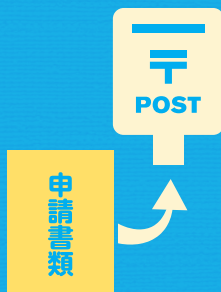
2

お手元に届いた申請書類に必要事項を記入・押印



3

申請書類をポストに投函



4

市で審査・決定



5

給付金を口座振込



※支給(口座への振込)は、平成29年4月中旬以降順次となります。振込までに、申請書受付後2～3か月程度かかります。

● お問い合わせ先

名古屋市臨時福祉
給付金コールセンター

☎ 052-963-5592

受付時間

平日のみ 9:00～17:00

※ただし、3月21日(火)から4月10日(月)までは
平日 9:00～19:30 / 土日 9:00～17:00

※電話番号のおかけ間違いのないようご注意ください。

※お問い合わせが集中し、コールセンターがつながりにくい場合があります。

その場合は、お手数ですが、時間帯や日にちを変えておかけ直しいただきますようお願いいたします。

※区役所・支所においても、平成29年3月21日(火)から6月30日(金)まで、臨時相談窓口を開設しています。
(平日のみ 9:00～17:15)

給付金の支給をよそおった詐欺にご注意ください!

「臨時福祉給付金」に関して、名古屋市や愛知県、厚生労働省などが、

- ATMの操作をお願いして、手数料の振込を求めることは絶対にありません。
- 金融機関のコールセンターを案内することはありません。
- 口座の暗証番号をお聞きすることはありません。



このような不審な電話や電子メール等がきたら、上記コールセンターか最寄りの警察署(または警察相談専用電話 #9110)にご連絡ください。

※このチラシは、再生紙を使用しています。